

全視情協 / ないーぶつうしん	2006/1/20
NAIIV 通信	No. 34
■ 発行 ■ 発行責任者 岩井 和彦	
特定非営利活動法人 全国視覚障害者情報提供施設協会(全視情協)	
事務局 〒550-0002 大阪市西区江戸堀1-13-2 日本ライトハウス盲人情報文化センター内 Tel.06-6441-5990 Fax.06-6441-0095 E-mail : naiiv@kurumi.sakura.ne.jp	

— 主 な 内 容 —

＝ 特集 ＝ 第31回全国視覚障害者情報提供施設大会

— 京都大会 —

理事長あいさつ	2
大会式典	3
大会宣言・大会決議	4・5
全体会1 視覚障害者情報提供事業と国施策の最新動向	6
全体会2 地域におけるサービスの充実と全視情協の役割	12
全体会3 次期ないーぶネットについて	16
全体会4 「ないーぶフォーラム」情報バリアフリー化の推進	18
分科会1 指定管理者制度について	24
分科会2 個人情報保護法と情報提供施設	27
分科会3 デジタル録音に向けて	29
分科会4 地域の豊かなサービスとは ー求められる公共図書館の役割	31
機器展示会出展業者一覧	15
臨時総会 報告	37
会員施設だより	
日本ライトハウス盲人情報文化センター	28
短信	
音訳講習会、終了	30
「あり方検討会」スタート	36
「ないーぶネット協力金」のお願い	38
会員施設向けの書籍割引販売について	38
「指で読む文字ー初めての点字」DVD化	38



ごあいさつ

理事長 岩井 和彦

平素は「ないーぶネット」をはじめとする本会事業にご支援・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。年に一度の、顔と顔を見合わせての情報交換と研修の場に多くの方が集っていただきましたことをうれしく思います。また、ご来賓の皆さまには公私ともにご多用の中をご臨席賜り、高いところからではございますが心からの感謝を申し上げます。

厚生労働省では、障害者自立支援法をめぐる国会審議が大詰めを迎えており、本日の式典にはご欠席となりました。誠に残念ではありますが、社会参加推進室の田村補佐にはご無理を申し上げて、当初の予定を変更して最終日にご講演をいただくことになりました。

また、本年は総務省から初めての式典ご臨席とご講演を頂戴します。総務省では、u-Japan 構想により、「国民がインターネットを通じて、いつでも必要とするサービスを受けることができる社会を実現する」との方針が示されています。テレビの地上波デジタル放送も始まります。視覚障害者の情報デバインド解消をめざす私たちにとって大きな関心事であります。

さて、今や全国の点字図書館が所蔵する蔵書は、点字図書48万タイトル、録音図書は、カセットテープ48万4千タイトル、DAISY図書23万タイトルとなりました。これは、まさに全視情協加盟施設・団体と多くのボランティアの皆さまの協力のたまものです。そして、「ないーぶネット」への参加施設・団体は180、個人利用者も4,000名を超えるに至りました。「ないーぶネット」によって、読書のプライバシーが守られ、「立ち読み」「積ん読」の醍醐味も味わえるようになりました。

しかし、この「ないーぶネット」もシステム稼働率100%の状態になり、月に何度かダウンしてしまう状況です。私たちは厚生労働省や総務省に対しても支援を求めてまいりました。また一方では、視覚障害者情報提供施設のあり方・役割を明らかにすることを目的に、昨年年第30回福岡市大会後、「視覚障害者のための豊かな地域サービスをめざしてー視覚障害者情報提供施設のあり方」をまとめました。

本大会を通じて「ないーぶネット」問題解決の方向が見いだされるよう願ってやみません。

全体会・分科会を通じて全視情協内部の結束を強めるとともに、日本盲人社会福祉施設協議会や日本盲人会連合、全国聴覚障害者情報提供施設協議会との連帯・協力を進めようではありませんか。そして、地域での存在感を強めるためにも施設をとりまく公共図書館など地域に散在する社会福祉資源との連携を強めていきたいものです。

最後になりましたが、本大会開催にあたりご準備くださった大会事務局の京都ライトハウスの皆さまにお礼申し上げます。

変革のまっただ中の本大会が、皆さまの協力を得て実り多いものになりますよう祈念して挨拶に代えさせていただきます。

＝ 特 集 ＝

第 3 1 回全国視覚障害者情報提供施設大会

— 京都大会 —

平成17年10月12日（水）～14日（金）、JR京都駅前の「ぱ・る・るプラザ京都」を会場に第31回全国視覚障害者情報提供施設大会が開催されました。参加者は88施設・団体、218名。恒例の機器展示会には28社の出展がありました。

今年度から宿泊については参加者各自が手配することになりました。秋の観光シーズンと重なるため、大会事務局では気をもんでいましたが、会員外のボランティアグループなども含め、多くの方が参加してくださいました。

また、担当の近畿ブロックは、「近畿視覚障害者情報サービス研究協議会」（会長：村井晶人〈日本ライトハウス盲人情報文化センター〉）として公共図書館の障害者サービス担当者とも交流があり、今大会でも公共図書館を巻き込んだ分科会を担当するなどこれまでとはひと味違った取り組みができました。

視覚障害者情報提供施設を取り巻く状況も大きく変化しています。変革の波に乗り遅れないよう、全体会・分科会のプログラムも多岐にわたるものとなりました。

障害者自立支援法の国会審議が大詰めを迎え、厚生労働省の講演が最終日に変更されるなど、直前のアクシデントはありましたが、主管事務局である京都ライトハウス職員の方々をはじめ多くのボランティアの皆様のご協力が無事終了しました。

全体会・分科会等の詳細は後述の報告のとおりです。

● 大会式典（12日（水）13：00～14：00） ●

京都ライトハウスのボランティア・轟（とどろき）美穂氏の流れるような司会で進められた大会式典は、まず、本会理事長・岩井和彦があいさつに立ち、続いて主管施設である京都ライトハウス所長、加藤俊和氏から「京都へ、ようこそおいでやす」という歓迎のあいさつをいただきました。

本年は特別功労者として、ライトハウスライブラリー前館長の金津和栄様に感謝状を贈呈。金津様には長年にわたり理事（常任理事）として本会運営にご助力いただきました。特に全視情協大会開催にあたっては、毎年のように大会事務局との調整役としてお骨折りいただきました。あらためてお礼申し上げたいと思います。当日はご本人所用でご欠席のため、代理として、同施設館長の石橋于弘氏に受領いただきました。

続いて大会宣言・大会決議の朗読。大会宣言は奈良県視覚障害者福祉センター所長の前田智子氏、大会決議は神戸市立点字図書館館長の永禮真吾氏が、それぞれ読み上げました。宣言・決議の全文は別掲のとおりです。

厚生労働大臣、京都府知事、京都市長、日本盲人会連合、日本盲人社会福祉施設協議会様からご丁寧な祝辞を頂戴しました。なお、厚生労働省からは、障害者自立支援法の国会審議のため出席できない旨の連絡があり、司会者による祝辞代読となりました。

ご来賓の方々からも、ご丁寧なごあいさつをいただきました。ありがとうございました。

大会宣言

秋の薫り高い歴史と文化の町、観光客を出迎える新しい町が美しく調和するここ京都に、全国から視覚障害者情報提供施設職員が集い、本大会を開催できたことは大きな喜びであります。開催にあたり京都府・市をはじめご支援いただいた方々ならびに京都ライトハウスに対し厚くお礼申し上げます。

私たち情報提供施設職員は、全視情協という日本列島を網羅する組織の下、視覚障害者のための豊かな地域サービスをめざして前進してまいりました。

視覚障害者の生活の場は「地域」であり、地域における自立生活を保障するためには、情報サービスの更なる充実が必要であります。財源や人材等限られた条件でサービスの向上を図るためには困難をとめない、それらを軽減するには、全国92の拠点到根を下ろす全視情協加盟施設の相互連携が不可欠です。しかしながら、全視情協を取り巻く環境は、指定管理者制度の導入、補助金や助成金の削減、障害者自立支援法案など変革の嵐の中にあります。

中でも、私たちのサービスになくてはならない視覚障害者情報ネットワーク「ないーぶネット」は、利用量の増加に伴う処理速度の極端な低下とあわせて中枢機器の使用年数によるシステムの劣化が、ネットワーク維持の大きな不安要素となっています。それらを解決するためには、将来を見据えての「ないーぶネット」の再構築と、安定的運営という双方向からの取り組みが最重要課題であります。

私たちは、その目的達成のために「ないーぶネットの安定的運営」「録音資料の公衆送信権の扱い」「情報提供施設の設備運営に関する基準における職員配置の見直し」などを国へ働きかけていかなければなりません。それとともにこれまで積み上げてきた実績を基に、時代の求めに応じて自らが行動し、社会から期待される存在でなければなりません。

私たち全視情協加盟施設は豊かな地域サービスを提供できる施設として存在感のある施設作りに取り組むことをここに宣言します。

平成17年10月12日

第31回全国視覚障害者情報提供施設大会

● ご来賓のみなさま ●

京都府 保健福祉部 部長 地上 進 様

京都市 保健福祉局 保健福祉部 部長 服部順之 様

社会福祉法人 日本盲人会連合 理事 柿内健作 様

社会福祉法人 日本盲人社会福祉施設協議会 常務理事 茂木幹央 様

総務省 情報通信政策局 情報通信利用促進課 課長補佐 有馬伸明 様

NPO法人 全国聴覚障害者情報提供施設協議会 事務局長 保住 進 様

社団法人 京都府視覚障害者協会 副会長 田尻 彰 様

大会決議

- 一 次期「ないーぶネット」の構築と安定的運営のための支援を要望する。
- 一 「身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準」に、音訳指導員の配置と情報のIT化に対応するための職員の配置を明記するよう要望する。
- 一 指定管理者制度の実施にあたっては、視覚障害者へ十分な配慮をした情報サービスを条件に含めるとともに、各地域のサービスに格差が生じないようにすること、併せて視覚障害者雇用の維持・促進に向けて必要な条件整備をすることを要望する。
- 一 郵便法に、点字郵便物及び盲人用録音郵便物の無料扱いを明文化するよう要望する。
- 一 盲人用録音データの公衆送信が点字データの扱いと同様になるよう、著作権法の改正を要望する。

以上、決議する。

平成17年10月12日

第31回全国視覚障害者情報提供施設大会

日程表

10月12日（水）

- | | |
|-------------|---------------------------|
| 10:00～12:00 | 平成17年度全視情協臨時総会 |
| 13:00～14:00 | 第31回全国視覚障害者情報提供施設大会式典 |
| 14:00～14:30 | オリエンテーション |
| 14:30～17:00 | 全体会1 視覚障害者情報提供事業と国施策の最新動向 |
| 18:00～20:00 | 交流会 |

10月13日（木）

- | | |
|-------------|---|
| 9:00～12:00 | 全体会2 地域におけるサービスの充実と全視情協の役割 |
| 13:00～15:30 | 分科会 1 指定管理者制度について
2 個人情報保護法と情報提供施設
3 デジタル録音に向けて
4 地域の豊かなサービスとは |
| 15:50～17:50 | 全体会3 次期ないーぶネットについて |
| 19:00～21:00 | フリートーキング「ないーぶサロン」（自由参加） |

10月14日（金）

- | | |
|-------------|------------------------------|
| 9:00～11:30 | 全体会4 ないーぶフォーラム「情報バリアフリー化の推進」 |
| 11:30～12:00 | 閉会式 |

※ 機器展示会 12日(水) 12:00～18:00、13日(木) 9:00～19:00

全体会 1

視覚障害者情報提供事業と国施策の最新動向

(12日(水) 14:30~17:00)

司会・進行：岩井和彦（日本ライトハウス盲人情報文化センター 館長）
細川啓子（石川県視覚障害者情報文化センター）

第1部 講演

「総務省の情報バリアフリー施策について」

講師：総務省 情報通信政策局 情報通信利用促進課
課長補佐 有馬伸明 氏



(総務省・有馬氏)

● 講師紹介（理事長 岩井和彦） ●

本大会において初めて総務省からご出席をいただき、講演をいただくことができました。総務省では、u-Japan構想の基本戦略で、国民すべてがインターネットにアクセスできるということをめざしていますが、その中で視覚障害者についてはどうなっているか。地上デジタル放送について配信も広がって行く中でテレビの前の視覚障害者がどのような情報を得ることができるか。また、防災・災害情報をどのように得ることができるかなど、デジタル化時代に向けてのバリアフリーについてご講演いただきます。

● 講演内容 ●

1 e-Japan戦略とu-Japan構想

政府のIT戦略の推進について概説すると、2001年に成立したIT基本法に基づきIT戦略本部が設立され、1月にe-Japan戦略が策定された。その後、毎年e-Japan重点計画を作成し具体的施策をまとめ、着実に施策を実施してきた。e-Japan戦略の目標は、2005年に世界最先端のIT国家をめざすというもので、同戦略に基づき、ADSL等の高速インターネットが誰でも利用できるよう基盤整備が進められてきた。

2003年7月には、新たに、ITの利活用を促進していくため、e-Japan戦略IIを策定した。すべてが計画通りに行けば2005年度末には世界最先端のIT国家になっている予定である。

デジタルデバイドについて、IT基本法第8条には、利用者の機会等の格差是正（地理的、年齢的、身体的な条件に基づく利活用の活用に格差が出る場合、是正を図る）が明記されている。

また、例えばe-Japan重点計画2004を見ると、デジタルデバイドの是正（年齢・身体的条件の克服）として以下の施策が挙げられている。

- ① 行政の情報提供サービスにおけるアクセシビリティの確保
- ② 視聴覚障害者が健常者と同様に放送サービスを受けられる環境の整備
- ③ 公共空間のバリアフリー化・バリアフリー機器開発 等

現行の e-Japan戦略は2005年が最終年度。今後の取組みとしての u-Japan構想は、2010年を目標に、次世代 ICT 社会へ向けた中期ビジョンをまとめたものである。

- ・インフラ整備、利活用の双方を促進
- ・利活用の促進の観点では、ICT活用による課題の解決
- ・インフラ整備の観点では、ユビキタスネットワークの実現（生活の隅々まで、いつでも、どこでも、何でも）
 （u-Japanの「u」は、ユビキタス（あらゆる）、ユニバーサル（人に優しい）、ユニーク（個性ある活力）、ユーザーの視点、を指す。）

2 総務省の情報バリアフリー関連施策

(1) 利用環境のユニバーサル化

－ 情報通信部門でのアクセシビリティの確保 －

① JISの制定、国際規格の提案など

- ・電気通信機器（携帯電話等）のアクセシビリティについては、1998年に郵政省等からアクセシビリティ指針が出され、2004年には、高齢者・障害者等に配慮した電気通信アクセシビリティガイドラインが作成された。2005年10月には、JISが制定される予定。現在、ITU-Tへの提案も行っている。
- ・電気通信機器のアクセシビリティに関しては、すでに様々な取組がなされている（例：らくらくホン・骨伝導電話機・テレビ電話）。
- ・2004年6月には、ウェブアクセシビリティのJIS化も行われている。（国・地方公共団体がウェブサイトを立ち上げる時にはJISを尊重しなければならない。）

② 電子政府・電子自治体の情報アクセシビリティ確保

- ・各府省CIO連絡会議で、電子政府構築計画（2003年～05年）を策定。
- ・電子申請の窓口を一括化する（ワンストップサービス）ことで、電子申請のアクセシビリティ確保をめざしている。
- ・地方公共団体のウェブアクセシビリティの確保に向けては、総務省で研究会を開催しており、各自治体にモデルを示す予定。
- ・ウェブアクセシビリティの確保のためには、継続的な改善の取り組みが必要。

③ 放送分野でのアクセシビリティの確保（解説放送、字幕放送）

- ・放送局に助成金を出して拡充を図っている
- ・字幕放送の割合：55%（民放）、90%（NHK）
- ・解説放送についてはあまり進んでいない
- ・今後普及していくデジタルテレビには、字幕デコーダが標準で搭載されている

(2) 個別ニーズへの支援

① 高齢者・障害者向け機器・サービスの開発・提供に対する助成

（助成の例）日本点字図書館びぶりおネットの運営
 字幕スーパー合成装置の開発

② 障害者のICT利活用支援

ボランティアだけでなく組織化された対応が必要（支援企画者・支援統括者・支援者）

総務省の取組みは、① 情報提供のためのポータルサイトの立ち上げ

② 人材養成のための環境整備、など

「総務省がめざすもの」

障害者・高齢者がICTの利活用により社会参加できる社会の実現

● 質 疑 ●

Q 1 : デジタル放送がはじまるが、テレビのアクセシビリティは？ 音声ガイド機器の開発はどうなっているのか。

→ 現在、データ放送コンテンツについて音声などでの出力ができるよう研究開発を行っている。

Q 2 : パソコンボランティアの養成はどうやっていくのか。

→ 草の根ボランティアの研修、各都道府県 I T サポートセンターが立ち上がりつつある。総務省では組織的に I T 支援を行うための人材育成への支援などを行っている。

Q 3 : C S チューナーを購入したが、各種設定できない。リモコン操作ができない。

→ C S チューナーについては今のところ取り組みはない。F A X や携帯電話については前述のとおり、J I S が制定される予定。

Q 4 : 電子申請の実証実験を行っている。視覚障害者が申請するのは困難である。

→ 電子政府に関しては、ワンストップサービスと合わせてアクセシビリティの確保を図ると聞いている。地方自治体へは研究会の成果を受けて、アクセシビリティ確保の手引書を配布するなどし、啓発を図っていく予定。

Q 5 : 視覚障害者職員は E - ラーニング研修を受けられない。キーボード操作が全くできない。

→ 担当部局に確認してみる。

Q 6 : 地元の県で電子窓口申請の実証実験をしているが、普通の申請時の印鑑についてどうするか。デザインガイドの点字版も予算の関係でできない。総務省では普及に対する予算化は考えられるのか。

→ 電子申請の導入に関しては、政府だけでなく自治体にも積極的に勧めていく方針。ただ、個人認証の部分が技術的に難しい。スクリーンリーダーが進歩していない。現時点では、人による支援は残っているが最小限にするという対策が現実的ではないか。予算化については、地方分権の流れの中、国からある特定の目的に対する補助金の予算化は難しい。自治体の本取り組みに対する考え方によるところが大きい。

Q 7 : 解説放送や、障害者・高齢者が一般的に使う機器の開発についての助成金はどうなっているか。

→ 解説放送についての助成は、NHKはない。キー局は制作費の1/6、地方局は制作費の1/2。障害のある方への資金的援助ではない。研究開発への支援に対しては総額2億3000万円、サービス提供への支援に対しては総額9000万円の助成額となっている。

Q 8 : 解説放送が遅れている原因は何か。

→ 直接の担当ではないので、想像であるが、手間とコストの問題が大きいのではないかと。

Q 9 : 行政のホームページの J I S 化認証などで、視覚障害者の職業に結びつかないだろうか。

→ 研究会でアクセシビリティのユーザーテストの重要性が指摘されている。ご指摘のような方向性もあり得ると思う。

第2部 「ないーぶフォーラム」情報バリアフリー化の推進（その1）

1 近畿視覚障害者情報サービス研究協議会（近畿視情協）の活動事例から

発表者：近畿視覚障害者情報サービス研究協議会 会長 村井晶人

（日本ライトハウス盲人情報文化センター）

（1）近畿視情協の活動

① 加盟施設 53施設（公共図書館 38、点字図書館 13、その他 2）

② 活動状況

1972年 京阪神点字図書館連絡協議会発足（4施設）

1974年 近畿点字図書館研究協議会（12施設、うち公共図書館2施設）（点字図書館と公共図書館のネットワークをめざして）

1979年 「点字・録音図書目録規則」を作成、各館図書カードを作成し交換する。

1985年 第1回録音製作委員会開催（現在は2ヶ月に1回勉強会を開催）

1986年 第1回貸出委員会。カードをコンピュータ入力に切替え、プリントアウトして月に1回冊子で加盟施設に配布（カード保管が大量になりカード配布はやめる）。

1988年 てんやく広場スタート。これを機に近畿でのデータオンライン化を断念。

1995年 公共図書館職員は配置転換が多いことから、新しい職員にも図書館の業務内容がわかるように図書館職員のためのサービスマニュアル発行。以後改定を繰り返す。

2005年 4月から冊子の目録をCD版で配布（106,253タイトルのデータ提供）。視覚障害者のニーズによって、テープ、墨字、デイジーなどで配布。サービスマニュアル改訂版発行（1500部）。今後web版を作成予定。

（2）今後の課題

- ・公共図書館では職員が資料の製作を維持していくのは難しい。
→ ボランティアが主体的に行っている。
- ・点字図書館は図書の専門家集団ではない。
- ・公共図書館に指定管理者制度が適用されてきて予算獲得が難しい。点字図書館は予算が毎年減少している。
- ・施設運営を自ら考えていかなければならない。

以上の点からも、今後、近畿視情協の中での役割分担を考えていかなければならない。

2 音声版選挙公報製作・普及に関するプロジェクト

発表者：委員長 高橋 秀夫（視覚障害者生活情報センターぎふ 館長）

久保田 文（日本ライトハウス盲人情報文化センター）

（1）点字投票の歴史的経緯

1913年 岡山市市議選 点字投票 1票

1922年 岐阜県大垣市市議選 3票

1923年 岐阜県県議選高山市 2票

1925年 松本市市議選 24票

(2) 点字広報の発行の経過

1963年 第30回衆議院総選挙で毎日新聞社点字毎日が選挙のお知らせを発行。その後、各地域で点字版を発行する自治体が徐々に増えてきた。

2000年 全国の選挙管理委員会向けに選挙における視覚障害者の情報アクセス実態調査アンケート実施

2003年 視覚障害者向けの選挙情報製作提供に関する施設のアンケート調査実施。アンケート調査によると選管側からは製作を引き受ける適当な施設がない、施設側からは選管からの製作依頼がない。→ 視覚障害者にとっての選挙における知る権利が欠落していた。音声版については、点字が読めない視覚障害者から発行の要望が多かった。

2005年 9月 衆議院選挙比例代表、小選挙区、最高裁国民審査の点字版製作(完全版)。

現在

- ・ 県議選、衆議院選小選挙区、知事選等で点字版・音声版が発行されている地域がある。
- ・ 選挙公報の発行についての遅れ(情報提供施設の取り組みの遅れ、選挙公報の同一性保持に対する公職選挙法の解釈)
- ・ 日本弁護士会連合会から公職選挙法の要望書等が提出された。→ 点字版は日盲社協点字出版部会・日盲委共同で製作。

(3) 音声版発行について

- ・ 日盲社協点字出版部会から本会に音声版製作について要望があり、プロジェクトを立ち上げた。
- ・ 多くの課題
 - 同一性保持の問題
 - 短期間での製作
 - 約3万部の受注見込み → 複数施設での同時作業
 - 音声版と点字版の価格差をなくす
 - カセットテープの質による影響(製品を統一する必要があるか)
 - 小選挙区、国民審査の音声版への要望
- ・ 音声版製作をする準備として、今後アンケート調査等をして実現に向けて検討していくのでご協力いただきたい。

(4) プロジェクト委員会での検討事項

- ・ 音声版の配布対象者：視覚障害者だけでなく、活字を読むことが困難な高齢者などに拡大する可能性がある
- ・ 複数メディアでの対応：カセットテープのほか、デイジー、インターネット、等
- ・ 点字版は比例代表から始まったが、現在は揃って製作されているので、音声版はできたら一斉に出した方がよい。
- ・ 選挙公報は新聞紙と同じような紙質と大きさ — 候補者によって文字数・フォント数など種々相違がある。音訳者が音訳したときの音質等の問題が出る。
- ・ 政党で製作し、候補者本人に読んでもらう案 → 政見放送とどう違うか。候補者や政党に理解してもらう必要がある。

- ・音声版発行についてのアンケート調査（作業体制・メディア・音声訳・内容・施設の参加不参加・製作の力量など）
- ・デモテープの作成
- ・当事者団体の意見(需要調査)

(5) 今後の予定

- ・アンケート調査後、総務省に音声版の製作について提案する。
→11月に委員会を開き、今後のスケジュールを検討する。
- ・情報提供することにより施設に少しでも収益が上がるようにしたい。日盲委の参加で点字版・音声版を作成 → 知る権利を前進させる

このプロジェクトは視覚障害者への情報コミュニケーション支援と収益事業の2点で全視情協の加盟施設にとっても、非常に興味深いプロジェクトではないかと思われる。そういうことを踏まえて、意見・質問を求めた。

質問：レジュメの中に全視情協で収益を上げることには反対とあるが、視覚障害者の基本的人権の尊重を最優先する考え方なのか、それともこれからますます困難になる施設運営に役立てるような収益をあげる事業として捉えるのか。

(答え) 全視情協加盟施設は県立・社会福祉法人等、施設形態がいろいろあり、この問題についてはもう少し詰めなければいけない。今のところ結論は出ていない。

意見：10年くらい前から点字と同じようにテープでも衆議院小選挙区・参議院選挙・知事選挙などの公報を製作している。録音する際に本人の声でという案もあったが、問題も出た。

- ①本人の声の場合、原版がしっかりしたものになるかどうか。
- ②耳障りな出来上がりの可能性がある。
- ③本人の読みでも間違っただものができる可能性がある。
- ④作業が間に合うかどうか心配。

以上から、読みは録音ボランティアで、選管にチェックしてもらい、不明な点は本人に確認するということで実施している。

高橋：今後、調査しながら音声版製作実現に向けて検討していきたいと思いますので、ご意見・ご協力をお願いします。



(会場風景)

全体会 2

地域におけるサービスの充実と全視情協の役割

(13日(木) 9:00~12:00)

司会・進行：近藤 豊彦（名古屋盲人情報文化センター 所長）
後藤 健市（北海点字図書館 副館長）

1 この会の趣旨・進め方について

- ・会の運営側から一方的に情報を提供するだけでなく、参加者の意見・希望を吸い上げて議論する。
- ・議論のキーワードは「改革」である。
- ・広い意味での「福祉」をどう進めるかについて、まずテーマをいただきたい。ただし、過度な所属施設の宣伝にならないようにしていただきたい。

2 テーマについて

【テーマについて、参加者から出された提案】

- ・いかに少ない費用でサービスを行うか。
- ・全視情協は中途半端な組織だと思う。NPOを生かしてもっと全国的な事業を行うべきではないか？
- ・子供など幅広い年齢層に対する情報提供がなぜ論議されないのか。
- ・地域の変化をどう捉えるのか。
- ・全視情協としてはどうまとめるのか？ どう対応するのか。
- ・日盲連・日盲委とどうかかわっていくのか。
- ・就労できる場所を提供できるのか。
- ・各施設の事情を出してからまとめるよう議論を進めていってはどうか。
- ・職員研修を優先に議論していただきたい。
- ・点字図書館員の資質についても含めながら議論していただきたい。
- ・全視情協のあり方、我々のミッション・使命は何なんだろう。
- ・我々は何のために今日集まっているのだろう。

以上の提案を受けて、次のように集約された。

テーマ：各施設の組織のあり方、あるいは、全視情協の組織のあり方・運用方法

3 各施設の組織のあり方、あるいは、全視情協の組織のあり方・運用方法

このテーマについて、参加者から様々な意見が出された。

《指定管理者制度に関する意見》

- ・点字図書館は指定管理者制度に即していないことを、全視情協が反対声明として出すことは可能。

- ・指定管理者制度の中で、各施設を守る方法を考えてほしい。
(指定管理者制度については分科会で議論の予定)

《全視情協に対し、行政や地方自治体に対する運動団体として機能することを望む意見》

- ・行政とのパイプをもっと作っていただきたい。
- ・国と交渉し全国の施設を守っていただきたい。
- ・一致団結し厚生労働省や市町村に対して、施設全体を引っ張って行くべきだ。
- ・圧力団体になり行政と折衝するだけではなく、積極的に各施設の相談にのり、手を打つべきだ。
- ・加盟施設団体と厚生労働省の間で要望がかわせるよう工夫していただきたい。

《全視情協に対し、運動団体として機能することを否定する意見》

- ・運動団体はすでにあるので、全視情協が運動団体である必要はないと思う。

《現在の全視情協の活動に対する疑問》

- ・各施設が財政難の中、全視情協が何をやろうとしているのかわからない。運動体として行政と渡り合ってくれるのか疑問。
- ・本の情報提供だけで時代に合っているのか疑問。

《その他の意見》

- ・施設のあり方は、視覚障害者への情報提供サービスだと考える。その中で全視情協あり方は、全国どこにいても共通の情報サービスを提供できることだと思う。運動団体であることを考えた場合、全視情協としての役割は、その共通の情報サービスが行える施設として、地方で認めてもらう状況を作ることだと思う。
- ・根幹であるそれぞれの施設の運営に関する協議があってもよい。
- ・全視情協ができることを明確化してほしい。
- ・改革と研修をトータルで実現できないか。
- ・職員研修、情報を提供する組織であってほしい。
- ・市町村へ説明しやすいので、ガイドラインなどを示していただきたい。

《日常の疑問を考える場にも》

- ・「盲人」という言葉を使ってよいのか？ 考えていただきたい。
- ・「点字用郵便」という言葉にも疑問をもっている。このような職員が日常抱えている問題点を解決できるような組織であってほしい。
- ・「盲人」という言葉は、法律で残っている。このような議論をどこかでできればと思う。

(理事長・岩井)

全視情協の存在意義は、視覚障害者への情報提供の充実、この一点だと思う。今日の議論の中で課題として考えるのは、全視情協と日盲社協の情報サービス部会のあり方が整理し切れていないことだと思う。施設運営については、情報サービス部会で議論を深めるべきだ。全視情協は、視覚障害者への情報提供を充実してゆく幅広い展開が必要だと考える。

4 情報サービス部会とNPO全視情協のあり方について

そこで、深まった議論にいたっていない日盲社協情報サービス部会とNPO全視情協のあり方について意見を求めた。

(全視情協副理事長・情報サービス部会長 岩上氏)

全視情協ですべての課題を解決することは難しいので、役割分担を明確化したい。全視情協の役割は情報の充実だと考える。施設運営に関しては情報サービス部会、情報の充実に関しては全視情協、というような方向を示す時期に来ていると思うが、はっきりした結論は出せない状況にある。

(司会・近藤)

会員になれる資格が限られているので、全視情協は本当にNPOなのかと疑問を感じている。全視情協は、視覚障害者を支援する人たちが作る、広くうすく集まるような全国展開を図り、日盲社協では組織運用的な議論を中心にしていける組織とすることを提案する。

《参加者からの意見》

- ・「日盲社協がどうするのか？」は、日盲社協の情報サービス部会でやってほしい。
- ・ここには、ないぶネット会員や近畿視情協の方もいる。
- ・関連施設を広げる検討が必要だと思うが、ここでは、「地域サービス」について議論していただきたい。

5 「地域における情報サービス」に関する提案

急遽路線を変更し、「地域における情報サービス」について参加者から提案を求めた。

- ・公共図書館を含めたサービスは近畿視情協でかなり早くから取り組んでいる。対象者の問題がある。利用者（視覚障害者）は30万1千人だが、これ以外に生活に困っている方は100万人といわれている。このような方は、点字図書館の存在すら知らない方が多い。たとえば、拡大図書の郵送費も払えない方がいる。公共図書館と連携することによって、このような方にも拡大図書が利用可能になる。連携しないとサービスが広がらない。
- ・全視情協はいずれ公共図書館も含めた情報提供を行うすべての施設が参加できればよい。拡大写本、テキストデータ、デイジーなどさまざまな媒体で提供サービスを行えばよい。ニーズなきところにネットワークなし。両方の面で足元を固めてゆかなければと思う。
- ・ボランティアの育成、職員自身の地域へのアピール、いろいろな方向へのアンテナが必要。ボランティア育成のノウハウは、ここにお集まりの職員が持っている。
- ・当施設は公共図書館であるが、点字図書館と連携するという全国的に珍しいケースでサービスを行っている。公共図書館の場合、すべての障害者を読書障害者という捕らえ方をしないとサービスを展開できない。

6 まとめ

(理事長・岩井)

これまでわれわれは目を向けてこれなかったが、サービスの対象者は広い。地域において同じ目的で協力できるのは、公共図書館、盲学校、ボランティアだと思う。視覚障害者情報提供事業に関して専門のわれわれがコーディネートし、視覚障害者のニーズ充足のためのネットワーク構築を進めることが必要と考える。強力なツールとしての「ないうぶネット」を使い、連携できる仕組みを作ってゆきたい。

(司会・後藤)

「全視情協とは何なんだ！」ということを考えなければいけない。組織は、うまく使っていけばよいと思う。ぜひ、フラットな組織で、同じ思いを持つ仲間話し合い、問題解決を図り、全体の利益を追求していきたい。

～～ 機器用具・書籍 出展業者一覧 ～～

全視情協京都大会の会場で12日(水)～13日(木)に開催された
機器展示会には、以下の28社のご協力をいただきました。

- | | |
|--------------------------------------|-------------------|
| 1 (社福) 日本点字図書館 用具事業課 | |
| 2 (社福) 名古屋ライトハウス名古屋盲人情報文化センター 用具サービス | |
| 3 (株) 大活字 | |
| 4 (有) 読書工房 | |
| 5 パナソニックコミュニケーションズ (株) | |
| 6 オタリテック (株) | |
| 7 (財) ソーシャルサービス協会 ITセンター | |
| 8 アイネット (株) | 24 (株) サン・データセンター |
| 9 (株) 高知システム開発 | 25 シナノケンシ (株) |
| 10 (株) 日本テレソフト | 26 (株) メルコム |
| 11 テクノエイト (株) | 27 ケージーエス (株) |
| 12 (有) ジェイ・ティー・アール | 28 (株) アスク |
| 13 企業組合カトレア・サービス | |
| 14 三菱プレシジョン (株) | |
| 15 (株) サン工芸 | |
| 16 池野通建 (株) | |
| 17 (株) 計画技術研究所 | |
| 18 メガネの田中チェーン (株) | |
| 19 (株) テイエムアイ | |
| 20 (株) ナイツ | |
| 21 TIEMAN TOKYO OFFICE | |
| 22 (株) タイムズコーポレーション | |
| 23 アイネットワーク (有) | |



全体会 3

次期ないーぶネットについて

(13日(木) 15:50~17:50)

進行：岡本 博美（山口県盲人福祉協会点字図書館 館長）
金子 研一（日本ライトハウス盲人情報文化センター）

1 「ないーぶネット」の今までとこれからについて

副理事長 近藤 豊彦

「ないーぶネット」が危機的状況であるということは2～3年前からわかっていたことで、何とか予算内で再構築しようということになり、国のインフラ事業であるという認識のもと厚労省・総務省と折衝してきたが、「このような大金はどこの省からも出ない」とのことで、危機的状況の解決策は見つからないまま現在に至っている。

2 ないーぶネット改修版について

◆ 臨時総会での確認事項

- i. 今、資料として提出されている「ないーぶネット改修提案書」は日点からの提案書である。全視情協の提案書として新たに文書化する。
- ii. 改修版構築にあたって、「ないーぶネット」のコンテンツ（点字データ等）は全視情協のものであり、システムは日点のものであるという基本は変わらない。
- iii. あくまでも改修であり、どのような状況にあるのかということのを常に加盟施設に報告することを条件に、方向性として承認するかどうかを採決した。

◆ 臨時総会の採決結果

賛成：40 / 保留：5 / 反対：1

臨時総会で承認された「ないーぶネット改修版」について、日本点字図書館の岩上館長から資料にそって説明がなされた。

岩上氏からは、「改修に関する具体的な検討は今年の11月から始まる。ただし、“皆さんの意見を十分に聞いて…”と言われても、日点が負担する予算には限りがあり、十分に意見を反映できないこともあるということをご理解いただきたい。」との付則があった。

《出された意見》

- ・2007年4月から改修版が始動するということだが、テレフォニーをのぞくすべての機能がそのまま使えるということで間違いはないか。Nリンクもそのまま使えるのか。
→ その通り。間違いはない。
- ・サンデータセンターの信頼性など日点の提案を丸飲みしてもよいのか判断できない。
- ・理由と経緯についての丁寧な説明が無かったように思う。
- ・この提案では、10年間「ないーぶネット」の内容を変えにくいのではないかとという危惧

がある。点字データの公衆送信権が認められ、おそらくデイジー図書についても近々に配信が認められる可能性がある。今、この計画で行くと、今回の改修事業とは別にデイジー配信について動かなければならないかもしれない。これが一番大きな問題ではないか。現状を10年続けるということは、デイジー配信が技術的に可能になったとしてもコスト面で実現できないのではないか。

- デイジー図書の公衆送信権が認められたら、「ないーぶネット」にその機能を加えるのか、びぶりおネットでやるのか、つまり1本化するのか、分離させるのかが、皆の気になるところなのではないか。
 - 新サービスについてどうするのかは、今回の「ないーぶネット」構築の提案には含まれていない。デイジーのサービスが変わることがあった場合は、そのときの課題である。
- 「ないーぶネット」に関して、今、全視情協加盟施設は10万円負担している。本屋でいろいろな本を手にとって見る感覚で「ないーぶネット」を利用できるようになったのだから、その恩恵を被っている利用者にも利用料という形でもっと負担してもらうことはできないのか。

(ないーぶネット改修にあたっての要望等)

- Nリンクの中の統計項目が少ない。図書館によっては、そこにはない項目の統計を出すことに苦労しているところもあると思う。そのあたりを、もう少し汎用性のあるものにしてほしい。
- 利用者を増やすためにもPCを使用せずにする専用端末、例えばスイッチを押せば「ないーぶネット」にすぐつながるようなものなどを2～3万円で販売すればもっと普及するのではないか。
- 利用者の立場にたつと、オンラインリクエスト（オンリク）や「ないーぶネット」は、登録しにくいし使いにくいと言わざるをえない。イネーブルソフトの『ないーぶリーダー』が販売されているということも、やはり使いにくいということの裏付けなのだと思う。ユーザーがお金をかけずにすむ使いやすいシステムにしてほしい。健常者には無料でできることなのだから。
- どこの施設も資金不足である。広告を入れるというのも手ではないか。厚労省も「基本的にダメだとは思わない」との返事だった。
- オンリクがあった場合に、利用者の氏名とIDが簡単に表示できれば全盲の職員ももっと仕事の処理が早くなると思う。
 - オンリクについては、規定により、個人情報を出すことができない。そのあたりはご了承いただきたい。

全体会 4

「ないーぶフォーラム」

情報バリアフリー化の推進

(14日(金) 9:00~11:30)

司会：石渡信孝（神奈川県ライトセンター 所長）

第1部 「ないーぶフォーラム」情報バリアフリー化の推進（その2）

1 放送7年目に入った「目で聴くテレビ」

－「目で聴くテレビ」と全聴情協の関係、取り組みについて－

発表者：京都市聴覚言語障害センター所長 柴田 浩志 氏

(1) 「目で聴くテレビ」

1998年、開始。1995年の阪神淡路大震災が契機。その後、全日本ろうあ連盟・全日本難聴者中途失聴者団体連合会・(株)アステムの3団体が「CS障害者放送統一機構」を設立、放送を開始。全聴情協が番組提供している。

(2) 全聴情協（全国聴覚障害者情報提供施設協議会）

平成3年、聴覚障害者情報提供施設が制度化。

平成5年、全国組織立ち上げ。現在、31都県政令市に施設がある。（今後、富山・長崎・岩手・千葉・徳島に予定）

平成17(2005)年3月、NPO法人化。

当初の事業は、字幕つきビデオの貸出（著作権処理）

「あり方検討会」の設置、17年6月に報告書

これからの事業：

① 聴覚障害者情報ネットワーク事業（各施設の自主制作ビデオの交換）

→「目で聴くテレビ」

② 手話通訳・要約筆記者の養成・派遣

③ 相談事業

(3) 現在の「目で聴くテレビ」

・CS放送で全国ネット。週6日、夜7:30~8:30

・受信機：アイドラゴン（日常生活用具指定。公共施設にも設置されている）

4つの機能 ① 番組視聴

② 字幕呼び出し可能（字幕チューナー付）

③ 緊急時にフラッシュ（ランプ）で知らせる機能

④ 手話

・現在、全国7000世帯に設置 → 1万世帯目標（参考：全日本ろうあ連盟会員2万人）

・31施設中、製作は19施設のみ（2004年度 1032本）

設備を使うスタッフがいない（職員5名で手話・相談・番組制作にあたっている。）

→ 制作費が支給され、施設の財源確保にもつながるので、生かしていきたい。

・KBS京都でも放送中（京都市民のみ、週2回視聴できる）＝市民啓発

(4) 今後の課題

- a. 緊急災害時の情報提供（避難所等へアイドラゴン設置）
- b. インターネット、携帯電話のメール、テレビ電話など、複数媒体での提供
- c. 職員だけでなく関係者(当事者)の参加による番組制作

2 放送バリアフリー —音声解説放送の普及—

—視覚障害者向け解説放送について—

発表者：CS障害者放送統一機構 梅田 ひろ子 氏

昨年度から、日本盲人会連合が福祉医療機構の助成を受けて、音声解説放送の調査研究事業を行っている。解説放送を見たことがない視覚障害者が多い。

(1) なぜ、テレビなのか

- ・情報量の差（「冬のソナタ」はラジオではやっていない）
- ・テレビへの要望（ニュース・報道番組への要望が高い。）
特に外国語放送で、日本語字幕でなく、日本語を流してほしい。
「ご覧のとおりです」「こちらをご覧ください」が困る。
ニュース速報の緊急度がわからない。

(2) 現状

総務省調査によると、視覚障害者 30万1千人、聴覚障害者 30万5千人
同じニーズがありながら、音声解説放送は字幕放送の10分の1

(3) 今後について — デジタル放送になれば解説放送は増えていくか？

「アナログ放送では、ステレオ放送と解説放送の両立ができない」という理由。実際には、「手間がかかるから」

→ やらうと思えばできる。取り組みを強めていく必要がある。また、アナウンサーの気遣い（説明）ではなく、副音声としての確実な実施を望む。

(4) 海外での取り組み

10月29日(土)「放送バリアフリーシンポジウム」(東京)開催
海外メディアの紹介(英国BBC等)

(左から
柴田氏、
梅田氏、
北風氏)



3 愛知万博における自立移動支援プロジェクト公開実証実験の紹介

発表者：NEC医療ソリューション事業部 北風 晴司 氏

愛知万博の会場で、人ナビゲーションシステムの実証実験を行った。

これは、4年間にわたる経済産業省のプロジェクトで、今年は3年目。もの作りは完了し、後は標準化をめざす。

一方、国土交通省も自立的移動支援のプロジェクトを実施中。

そこで、国土交通省は道路の整備、経済産業省は端末作り、というように分担して、数年内にまとめたいと考えている。

誘導と、途中の案内が必要

(1) 方法（携帯電話を使って）

- ① GPS（位置がわかる）
- ② 赤外線（右・左の情報がわかる：方向性。ex. テレビのリモコン）
- ③ FM波
- ④ RFID（ICタグ：ピンポイント。ex. ICカード。点字ブロックの下につけて、白杖の先で読み取る）

この4つを使って誘導する。ただし、現時点ではこの4つが入った携帯電話はない。したがって、GPS付の携帯電話に、接続アダプタで赤外線とFM波をカバーし、白杖を持つ方法になる。これはポケットコンピュータ並みの重さで、改良の余地がある。

(2) 事業主体

NEC
三菱プレジジョン（赤外線）
池野通建（FM波）
日立（ICタグ）
NTT（携帯電話）
野村総研（コーディネーター）

(3) 実験（6月下旬～8月下旬、200数十名参加。うち、視覚障害者180名）

どこで知らせるか（階段、曲がり角、etc）、言い方（「右折」「右に曲がる」「東に行く」etc）、騒がしい所でも聞き取れる音量、など統一性が必要。

しかし、個人差もあり、説明モードもいくつか必要（簡単・詳細等）。

(4) 今後の課題

- ① 全国標準化
- ② 啓蒙のためのキャラバン(17年冬～)

自治体でのモデル的導入や緊急放送（火事・地震、家族との連絡、本人のSOS、など）、テレビとつなげた情報、などバリアフリー的に広げていきたい。そのためにも、関係者の協力、自治体・国への働きかけが重要。

● 質問 ●

Q1：（柴田さんへ）1万世帯目標とのことだが、30万人あまりの聴覚障害者に対して、テレビによる情報入手を必要としている人数の見込みは？

→ 柴田：高齢難聴者も増えており、テレビがいちばん使いやすいということ。日常生活用具に指定されれば6級（難聴者）までカバーできるが、費用負担もある。むしろ、緊急災害時に役立つ情報（生命を守る情報）を発信することを考えており、いろいろな場所で見てもらえるようにしたい。

Q2：（北風さんへ）移動支援のために携帯端末にむけて発信する側の機器設置の費用はいくらぐらいか。

→ 北風：一つずつは数千円～数万円までいろいろ。細かく案内するなら一つの建物に300～400箇所必要で、完備すれば1000万円くらいかかる。だから、まず玄関部とか重要なところから始めて徐々に充実させていく方がよい。それとともに、携帯電話の中には赤外線とFMの受信装置を必ずつけるとか、アダプタをつければOKというように準備していく必要があるだろう。



（厚生労働省・田村氏）

第2部 講演「情報提供施設と障害者自立支援法」

講師：厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 企画課
社会参加推進室 室長補佐 田村 一 氏

1 国会での支援法の審議について

(1) 経過

今特別国会での参議院厚生労働委員会において、10月13日、賛成多数で採択された。成立すれば18年4月から施行予定（地域生活支援事業については18年10月から）。

法案をふまえて、政令・省令が制定される。ガイドライン（実施要綱）については18年1月以降、関係者に提示できるようにしたい。地方公共団体へも周知していく。

(2) 附帯決議について

政府が講ずべき適切な措置として、23項目の付帯決議が賛成多数で採択された。

① 情報コミュニケーション事業（※）に関して（第10番目の決議）

- ・ 都道府県や市町村の障害福祉計画に数値目標を記載して、各地域で計画に組み込まれることが重要
- ・ 障害者（当事者）、関係者の意見をきちんと聞くこと
- ・ 国としても予算を確保すること

※ 地域生活支援事業に位置づけられる「情報コミュニケーション事業」とは、意思疎通に障害を持つ人のコミュニケーション（情報）を保障し、サービスの提供を行うもの。実施主体は市町村。国は基本指針を示す。

② 今後の取り組みについて（第21番目の決議）

- ・ 聴覚障害者情報提供施設の量的な整備
- ・ 点字図書館のサービス提供について充実を図り、適切な対応を行うこと
- ・ IT、通信ネットワークを利用した情報コミュニケーション支援を行う
- ・ 日常生活用具の対象の見直し、検討
- ・ 各施設の状況をふまえて必要な方策を講ずること（ないぶネット、びぶりおネットを含めさらに議論が必要）

2 地域生活支援事業と平成18年度概算要求について

(1) 地域生活支援事業（資料 p 7）

- ・旧事業の再構築（支援法77条、78条）
- ・コミュニケーション事業については77条1項2号で触れられている。（手話通訳派遣、「声の広報」等発行事業）
- ・サービスの提供主体は市町村。都道府県は、そのうちの専門性の高いもの・市町村ではすぐに対応できないもの・人材（サービスの担い手）育成（研修事業）について後方支援する。
- ・そのために障害者福祉計画（88条）、財源確保（補助：94条・95条）
- ・地方分権推進の観点も含めて、地域の実情に応じて柔軟に対応していただく。ニーズに対応するということ。体系は包括的なものである。

(2) 国の予算措置（概算要求）（資料 p 8）

(ア) 10月から施行分（半年分） 200億円。

内訳は「各地域でのニーズに応じて」なので明確ではないが、

「17年度事業（既存事業）」+ 新たに「移動支援」+ 「(デイサービス等を再構築した) 地域活動支援センター事業」

国としては年間400億円負担（1/2負担分）

→ 全国規模では800億円の事業ができる（19年度から。18年度は半年分400億円）

(イ) 4～9月期

障害者社会参加推進事業・日常生活用具等、45億円（現行の年額90億円の半額）
合計 245億円

国からの補助金である。実施方法については検討中。

4～9月の45億円については「障害者地域生活推進事業」として補助。

10月からは、「地域生活支援事業」として200億円を補助。

今後、予算折衝に入る。各地域で確実に事業実施するためにも予算は確保したいと考えている。各自治体においても予算確保・計画策定が必要。

3 支援法施行後の視覚障害者情報提供施設について（資料 p 2～4）

(1) 視覚障害者情報提供施設の根拠

身体障害者福祉法第34条（支援法施行後も変わらない）

（支援法は、身体障害者・知的障害者・精神障害者に対する福祉サービスを同じベースで提供できるようにする体制を作るためもの）

(2) 視聴覚障害者情報提供施設の種類（現行のまま）

- ① 点字図書館
- ② 点字出版施設
- ③ 聴覚障害者情報提供施設

(3) 運営に関する費用

- ① 運営費 1/2 補助(変わらない)

「声の広報等発行事業」

9月までは、地域生活推進事業として

10月以降は、地域生活支援事業として

- ② 事務費 負担率 1/2 (人件費含む)
身体障害者福祉法に基づく (これまでと同様)
- ③ 運営費の負担割合
大都市特例の廃止により、18年4月から負担割合変更 (補助率 1/2)
- ④ 施設整備費(資料 p10)
 - ・ これまでは身体障害者福祉法に基づく負担・補助
→ 17年度から「交付金」(「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律」(WAC法)による)
 - ・ 一定額：点字図書館の基礎単価 2300万円
 - ・ 都道府県はこれをもとに全体の事業量を算出する

4 今後の課題

- (1) 職員配置基準の見直し
 - ・ これまでも要望いただいていたもの。
 - ・ 最近の情報提供体制の整備を見越して、制度改革を機に優先的に見直し、新たな省令として示したい。
 - ・ ただし、予算的には、現在の5名分を大幅に増員するのは難しい。現在の予算規模をベースにしつつ、省令上の基準としては要望を踏まえた位置づけで再編成したい。
 - ・ 今後、具体的に進める際には関係者と相談もさせていただきたい。
- (2) 事務費の一般財源化について
 - ・ 17年度は対象から除外されたが、18年度以降も三位一体改革には継続的に取り組んでいく。今後の動向にも注意を払っていただきたい。
 - ・ 各地域において、情報提供施設の機能・役割がきちんとした形で受け止められておれば、必要なサービスについて(の財源確保等)は行われていくものと考えている。その意味でも、新たな役割や機能について明確化し、各地域でアピールする取り組みが必要である。三位一体改革が継続することを考えれば、今後、この取り組みがたいへん重要になる。引き続き、各地域での議論を深めていただきたい。
- (3) IT化
 - ・ ITを活用した情報提供体制の再構築については、聴覚障害者情報提供施設も含めて、関係省庁・機関との連携を強めて取り組む必要がある。
 - ・ 「ないーぶネット」「びぶりおネット」の再構築について、財源確保の支援は難しいが、関係機関・省庁との連携の中で、効率的・効果的なサービス提供ができるような体制作りについて支援していきたい。

5 最後に - キーワードは「共同」

多くの課題を克服していくためには、議論を深め、関係する諸施策・諸機関・諸団体との共同に基づく新たな制度の再構築が必要と考える。

「キョウドウ」= 共に同じ目的に向かって協力しながら働いていく。

分科会 1

指定管理者制度について

(13日(木) 13:00~15:30)

司会進行：秋武 和俊（長崎県立点字図書館 館長）

参加者：約30名

本分科会は、3施設の方にそれぞれの施設における指定管理者制度の導入あるいは、導入予定についての事例を發表していただき、各施設が地方自治体に対して、この制度導入にどう対処するかという観点で、事例を参考にする会として進められた。

1 広島県立点字図書館

「広島県立点字図書館の場合」

条例：広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例
(平成16年6月25日 条例第28号)

募集期間：平成16年12月10日～17年1月7日

資料提出：平成17年1月6日

ヒアリング：平成17年1月11日

(内容)・点字刊行物等の貸出及び閲覧

- ・点訳・朗読奉仕作業等の育成
- ・図書 of 奨励及び図書に関する相談
- ・利用促進のための広報、普及・啓発活動
- ・施設・設備の維持管理、修繕
- ・事業実施報告について

審査基準：1 平等な利用を確保できるものであること（確保されない場合は失格）
2 施設の効用を最大限發揮するものであること（配点ウェイト 35点）
3 施設の管理経費の縮減が図られるものであること（配点ウェイト 25点）
4 管理を安定して行なう人的及び物的能力があること（又は確保できる見込みがあること）（配点ウェイト 40点）

結果：平成17年2月9日

告示・協定：平成17年3月24日 県広報で告示・協定

応募団体：募集要項受け取り 9施設

他の応募団体 1施設

2 神奈川県ライトセンター

「指定管理者の指定を受けて」

神奈川県ライトセンターは指定管理者制度の対象施設となり、これまで運営に携わってきた日本赤十字社が、平成18年度から22年度までの5年間について、指定を受けた。指定管理者募集には、日本赤十字社を含め、3法人が応募し審査を受けた。

提出書類：指定管理者指定申請書

法人の定款若しくは寄附行為又はこれらに準ずる書類及び登記簿の謄本

法人の決算関係書類

法人の予算関係書類

法人の組織及び運営に関する事項を記載した書類

指定の申請に関する意志の決定を証する書類

ライトセンターの管理運営に係わる事業計画書（13項）

その他

指定管理者の決定及び指定後の手続き

・指定管理者の決定

神奈川県議会の議決を経て、知事が指定

結果については、各申請者に文書で通知

指定管理者の指定は、神奈川県広報において告示

・指定後の手続き

業務の実施に関する細目的事項、管理の基準に関する細目的事項、管理に要する経費に関する細目的事項等について、知事と指定管理者が協議の上、協定を締結。

指定された法人は、サービスの水準の維持を図るため、県と十分協議の上、平成17年4月1日から平成18年3月31日の間に、円滑に移行できるよう必要な準備を進めるものとする。

3 宮崎県立視覚障害者センター

「宮崎県での導入の動き」

(1) 何から手をつけるか

- ・人件費の物件費への流用
- ・完了日が見えない業務執行
- ・休館日の施設利用
- ・福祉協会との関係
- ・10分間の連絡会
- ・視覚障害者のみが業務対象
- ・あなたの業務は、不明

(2) 「指定管理者制度」導入を機に、改善を図る

- ・運営方針の見直し・・・職員との意思統一
- ・具体的な目標の設定・・・達成のための企画樹立
- ・施設利用促進のための情報発信・・・受け入れ体制の整備
- ・視覚障害者のまるごと受け入れ・・・情報、相談、生活、就労
- ・一般県民への理解啓発活動の実施
- ・職員の研修と能力向上
- ・視覚障害者福祉協会の組織強化との連携
- ・ボランティアとの連携
- ・運営経費の縮減
- ・危機管理、個人情報管理の方針徹底

(3) 「指定管理者」の指名を受けるために

- ・職員との意思統一
- ・県視覚障害者福祉協会役員の意味統一と意識向上
- ・利用者への呼びかけ
- ・県議会議員（県民）への働きかけ

3 施設の事例発表後、質疑応答の中から以下のことが見えてきた。

- ・指定管理者制度における、職員の給与体系とその雇用
- ・委託料がどれだけ減額されたのか、そのことによってサービスの維持向上が可能かどうか。
- ・委託の条件がどのくらいしぼりがあるのか。
- ・選定委員会・評価委員会の公開ヒアリングの実施状況
- ・県民の反応あるいは県議会の反応と対策
- ・県に対する折衝・戦略
- ・日常的な施設業務の拡充と職員の研修・意識改革等を、制度導入を機会に実施してきた。
- ・業務内容の拡充の中から指定管理者制度を契機に施設の名称変更も提起された。

このような状況を受け、制度導入に関する全国的な実態を把握しておく必要があることから、今後も指定管理者制度の実態調査を実施する必要があるとの意見も出された。

最後に参加施設それぞれの現状報告をして情報交換した。

施設を出て、町へ出て、自立のために行なわれている施策が、地域の受け皿である施設が、追い込まれている状況がよくわかった。厚労省においても、このような実態を踏まえて対応してもらいたい。

指定管理者制度について、この分科会では、点字図書館の運営にはなじまないとの結論を得た。全視情協としても、この制度をそのまま実施すればサービスが低下するということを認識し、厚生労働省との折衝にあたっていただきたい。また、各ブロックにおいても情報交換をし、よりよい戦略を練っていくことが必要であろう。

「指定管理者制度導入に関する調査結果」

調査対象：全視情協加盟施設・団体 92

回答施設・団体：82

調査結果（導入状況）

- (1) 点字図書館を単独で指定の対象とし、公募した。 14
- (2) 点字図書館及び当該事業体が受託している他の施設を含めて指定の対象とし、公募した。 7
- (3) 公募はせず、従来通りの事業体を指定した。 9
- (4) 現時点では、指定管理者の公募はしない。（地方自治体の直接運営も含む。） 19
- (5) 委託運営でないので、指定管理者制度の適用は受けない。 33

分科会 2

個人情報保護法と情報提供施設

(13日(木) 13:00～15:30)

進行：前田智子（奈良県視覚障害者福祉センター 所長）

参加者：約40名

1 講演 「個人情報保護法と情報提供施設」

講師：社団法人日本経営協会 小橋 壽也 氏

1. 個人情報とは？
2. 個人情報保護って？
3. 個人情報保護法で決まったルール
4. 個人情報のリスクと対応課題
5. 情報提供施設の個人情報保護対策

以上5項目にわたって、配布資料に沿って
詳細説明。



(小橋氏)

2 事例発表

「個人情報保護法に関する名古屋盲人情報文化センターの取り組み」

名古屋盲人情報文化センター 山下 文明 氏

個人情報保護に関する名古屋盲人情報センターの取り組みとして、次の4点を資料に基づき説明

1. 2005年4月1日に、法人全体の情報保護規定ならびに個人情報保護規定を作成
2. 個人情報の保護に関する基本方針を制定し、「個人情報保護宣言」および「個人情報保護方針」を作成
3. データベースを一元化し、サーバーによる集中管理とした。それに伴い、IDとパスワードによる権限(閲覧、登録、修正、削除、ダウンロード)を設定
4. 個人情報取扱い実践マニュアルを制定

以上の取り組みを実施した結果、今後の課題として次の2点を説明

1. 「情報保護推進委員会」の発足
2. 職員および利用者への周知

3 質疑応答

- ・ボランティアへの連絡、対応等Q&Aの資料はあるか。
→ (小橋講師) ボランティア等の資料は不明だが、各施設において独自のマニュアルを作成するとよい。
(日ラ・岩井) 今大会に参加している業者((株)大活字)が持参している関連書籍があるので参考に。

- ・ 苦情解決関係のマニュアルは作成してあるか。
→ (山下氏) 支援費関係施設では作成してあるので参考にされたい。なお、名古屋でも作成している。
- ・ 来館者の記録等について伺いたい。
→ (小橋講師) 単位を決めて記録するとともに、期間を定めて廃棄するという、保管と管理のルールを決めて実施するとよいと思われる。
- ・ 施設においては、機微情報を取り扱うことが多いが、名古屋では保険加入しているか。また、そのようなシステムがあるか。
→ (山下氏) 見積書を取り寄せたが、チェックリストにより現在作業中である。
(小橋講師) 情報漏洩等の保険がある。代理店にたずねられたい。

会員施設だより

● 日本ライトハウス盲人情報文化センター ●

ここ数年、秋には「エンジョイ！グッズ展」を施設内で開催してきました。年ごとに来場者が増えているため、今回は、11月20日(日)、大阪のビジネス・商業地域にある「ツイン21」を会場に、「日本ライトハウス展2005～全国ロービジョンフェア『目の見えない方・見えにくい方のための用具展と相談会』」として大々的に開催し、40社・数百点の機器・用具の展示、相談会や体験教室も行いました。来場者は2,000人以上。交通アクセスがよく、会場も吹き抜けのオープンスペースであったため、視覚障害者だけでなく一般の方々も足を止められ、点字体験や共有玩具のコーナーを覗いて行かれました。また、松下電器産業の協力を得て、隣接するショールーム「パナソニックセンター」のユニバーサル家電等の展示を楽しんでいただくこともできました。利用者の中には毎年来場くださる方も増え、各ブースでは、ユーザーの立場として業者へ具体的な改善点を提案される方もおられ、業者からも「たいへん勉強になった」とのお声をいただきました。ここでの交流を日本ライトハウスの日常業務につなげ、また誰もが生き生きと暮らせる共生社会への礎を積み重ねていけることを願っています。



分科会 3 デジタル録音に向けて

(13日(木) 13:00~15:30)

担当：録音委員会

進行：襟川 茂（京都ライトハウス情報ステーション）

参加者：約60名

1 あいさつ「なぜデジタル化か」

和田 尚（録音委員会委員長
島根県西部視聴覚障害者情報センター）

ここで言う「デジタル録音図書」とは全視情協の録音図書製作基準に準拠し、デジタル編集された録音図書をいう。2006年度中に録音図書の製作を「デジタル録音図書」にすることを目標とする。更なる目標として2008年度には「デジタル録音雑誌」の製作に着手する。

以上の点に理解を求めるとともに、利用者、製作側、貸出・保存にとってのデジタル図書の利便性および製作上の問題点等を提示した。

2 デイジー録音図書製作基準案についての報告

辻郷美太郎（録音委員会音声デジタル化プロジェクト委員長
長崎県立点字図書館）

現行の録音図書製作基準はテープ図書とDAISY図書にわかれているが、『音訳マニュアル 音訳・調査編』の改訂に伴い、両者を一本化し、DAISY図書を主とした基準を掲載する。主な変更点は、メディアの項目の削除、録音図書凡例の内容、製作施設名の位置等。

3 デジタル録音の取り組み（Recdia）

和田 尚（島根県西部視聴覚障害者情報センター）

録音室5部屋でLAN接続。RecdiaまたはPRS Proを使用し、45分を目処に録音している。録音室での校正はRecdiaで、自宅校正はCD-RW、USBメモリー、DVD、MO、カセットテープにデータ変換する。

編集は録音室・自宅ともPRS Pro使用。

使用機器

パソコン：録音室はiiYama 自宅録音はボランティアの私物

マイク：ソニーF-V820

Audio外部機器：録音室はUA-3FX（ローランド） 自宅録音はSE-U33GX（ONKYO）

4 サーバーを使って (PRS Pro)

熊谷成子 (静岡県点字図書館)

デジ編集にMy Studio PCを使用している関係からデジタル録音にもPRS Proを選択。デジ編集者をインストラクターとして、録音室でデジタル録音の音訳者を養成。録音室のパソコンとデジ編集用パソコン4台はLAN接続され、デジ編集された完成データは容量の大きいパソコン (サーバーの役割) に保存。

自宅での聞き返しと校正には外付けハードディスク (バッファロー HD-P40Us/UC) を使用。

5 どうしてもデジタル録音?

襟川 茂 (京都ライトハウス情報ステーション)

(1) プライベートデジを始めて考えたこと

「待ってました」という利用者の声が聞こえた。

(2) 受注デジ雑誌を製作するために

納期、CDの大量印字・大量コピーの問題はあるが、録音=デジタルと思いたいし、思ってもらいたい。

(3) 課題はあるが、やはりデジタル

デジ図書のスバラしさをもっと利用者にアピールしよう。

6 質疑応答

録音委員会担当理事より以下の2点が出された。

(1) 「製作基準」は申し合わせ事項なのか規則なのかを明確にし、文言の訂正を望む。

(2) 「2006年度デジタル化」を録音委員会の提案で終わらせないように、より具体的なスケジュール、方法等の提示をすること。

● 音訳講習会、終了 ●

平成17年11月16日(水)~18日(金)、大阪市内の玉水記念館において、第24回音訳指導技術講習会(第8回音訳指導技術認定講習会)が開催されました。参加者は109名(施設職員22名、ボランティア87名)。今回は指導者認定の講習会であり、「視覚障害者概論」に始まり「校正技術」まで、音訳に必要な基礎カリキュラムを網羅する形での講義が行われました。時間的にもう少しほしいという参加者の意見もあったほどです。また、講師には実際に音訳ボランティアの活動をしている方を迎え、参加者もたいへん共感を得ていたようでした。次回は認定者を対象とした講習会で、平成18年11月頃、大阪で開催の予定です。

分科会 4

地域の豊かなサービスとは ～ 求められる公共図書館の役割 ～

(13日(木)13:00～15:30)

司会：小野俊己（日本点字図書館）

後藤健市（北海点字図書館 副館長）

パネラー：服部敦司 氏（枚方市立中央図書館・近畿視情協 事務局長）

梅田ひろみ 氏（日本点字図書館）

山中 聡 氏（京都市聴覚言語障害センター地域福祉部 副部長）

小林妙子 氏（NPO法人デイジー枚方 代表）

成松一郎 氏（(有)読書工房 代表）

参加者：42名 手話通訳者3名

● 分科会の趣旨説明 ●

小野：昨年の全視情協第30回福岡市大会での大橋由昌氏の「視覚障害者の情報提供」についての提言や、視覚障害者情報提供施設の歩みを振り返り、これからの展望について、5名の発表によるパネルディスカッションで深めたい。また、8月の「ないーぶ ネット研修会」でのテーマを進めて、公共図書館の地域での活動を踏まえて点字図書館とのかかわりについて意見交換を行いたい。

服部：近畿視情協（近畿視覚障害者情報サービス研究協議会）は30年の歴史がある。そんな中で公共図書館への期待、役割分担といったことを考えてこれからの歩みを模索し、点字図書館との連携を考えてみたい。公共図書館障害者サービス、点字図書館との連携だけでは間に合わないところも出てきている。公共図書館は全ての住民にサービスをしていかなければならない。ということは、その展開上、公共図書館だけでは補えない。点字図書館のみならず、関係機関（ボランティア、NPO法人、出版等々）との連携が不可欠である。今回のねらいとして、公共図書館での障害者サービスをしているところは増えているが、まだ少なく、一部のサービスとして実施しているため、地域の豊かなサービスの拠点になりえていない。今後は拠点になるための活動・展開といった建設的な意味合いでの意見交換が必要であろう。

1 基調報告「公共図書館の障害者サービスの現状と課題」

服部敦司 氏（枚方市立中央図書館・近畿視情協 事務局長）

(1) 公共図書館の現状

（追加資料）枚方市立図書館施設一覧、1998年日本図書館協会調査資料

- ・障害者サービスの実施館は増えているが、実績館に大きな変化はない。
- ・ボランティアへの丸なげが少なくない。
- ・障害者サービスが50人を超えたところは担当職員が増えたりしている。

(2) 公共図書館を“核”にした障害者サービスのネットワーク構築の必要性

- ① 対象となる障害種別が多様であること
 - ・学習障害、知的障害についてのサービスはまだできていない。
 - ・全ての障害者へのサービス
 - ・字幕入りDVDの製作をすすめる。
- ② 従来の手法 = “資料制作→貸出(自己完結型)” では実現は困難
 - ・著作権処理の問題が大きい。(高齢者・寝たきり等への対処)
 - ・うつ病(本に飲まれそうになる)者への録音依頼への対処等、様々な事例がある。
- ③ 視聴覚情報提供施設をはじめ、NPO法人、出版社をも巻き込んだ協力関係を構築
 - ・貸出す資料を製作して貸出すために、ボランティアを養成するところから始める。
 - ・各人がそれぞれの強い分野で製作し、全ての読書障害者へ資料を提供することが、今後のありかたと考える。

2 「視覚障害者サービスにおけるネットワークと公共図書館」

梅田ひろみ氏(日本点字図書館)

- ・1980年代「ありません」と言わない点字図書館サービスから、全国の図書館を共有・相互貸借を中心としたネットワーク(国立国会図書館総合目録)がすすめられた。
→「ないーぶネット」
- ・地域のネットワークでは、人と人との関係が必要である。＝アナログの大切さ
- ・日点では、中途失明者の点字教室の受講生が、受講後、地域での活動へと発展させられるような講座を開いており、その中で地域の図書館を利用するプログラムも組んでいる。
- ・公共図書館は2004年度2700館を超え、増えてきている。点字図書館よりはるかに多い数であり、地域に数ある施設としてのメリットを活かしてほしい。
- ・数字として実績に出てこないサービス：サービスは貸出だけではない。たとえば、レファレンスサービスの提供やカウンターに来た人に目次を読み上げるなど
- ・困っている人がいたらさっとサービスをする、きめ細かい、ステップの軽さがのびていく図書館である。
- ・インターネットやWeb-OPACなどは視覚障害者にも便利だが、インターネットで情報を探せない人もおり、図書館員が代わって探したり、サポートが必要な人もいる。
- ・点字図書館をめぐる悩みは郵便局まで持っていけないと返却できないこと。郵便局までの足が不便な人の点字図書返却に、開館時間が長かったり、BMを走らせたりしている地域の図書館の協力が得られないかなど、それぞれの地域で点字図書館と公共図書館との連携を工夫してほしい。

3 「聴覚障害者情報提供施設と公共図書館」

山中聡氏(京都市聴覚言語障害センター 地域福祉部 副部長)

1. 聴覚障害者情報提供施設と特定非営利活動法人全国聴覚障害者情報提供施設協議会

(1) 聴覚障害者情報提供施設の沿革と制度的位置づけ

① 沿革

1970年 手話奉仕員養成事業

1973年 手話奉仕員設置事業

1976年 手話奉仕員派遣事業

1970～1980年代 生活相談、手話通訳等の派遣、ビデオ番組の制作を行う施設が開設

1989年 聴力障害者情報文化センターが字幕付きビデオ共同事業を開始

1990年 身体障害者福祉法改正において聴覚障害者を対象に字幕(手話)入ビデオカセットの製作貸出、手話通訳者の派遣、情報機器貸出等を行う施設として明記

② 制度的位置づけ

ア. 身体障害者福祉法における位置づけ

身体障害者更生援護施設であり、第34条に規定

同法施行規則22条の4で「手話通訳等を行う者の養成又は派遣、聴覚障害者に対する情報機器の貸出、聴覚障害者に関する相談等とする」と規定

イ. 運営基準等

「身体障害者更生援護施設の設備及び運営について」は、第7章 視聴覚障害者情報提供施設 第4節 聴覚障害者情報提供施設 に規定 (略)

(2) 特定非営利活動法人全国聴覚障害者情報提供施設協議会

① 目的：聴覚障害者情報提供施設が連携し聴覚障害者福祉の向上を図る

② 設立：1993年(平成5年)12月4日 設立
2005年(平成17年)3月29日 法人認証
現在、会員施設は30施設 (32施設)

③ 事業：総会、大会(年1回)の開催
聴覚障害者の社会参加の促進に関する事業及びこれに必要な調査、研究
施設の運営に関する協議
各施設職員の業務別研修
関係機関や団体との連絡調整及びネットワークの促進等

2. 字幕付きビデオカセットライブラリー等製作・貸出事業の現状と課題

(1) 背景

- ・テレビ放送番組の補完の役割を果たすために事業化。
- ・制度化された頃は字幕(手話)が付加された放送番組が極めて少なく、聴覚障害者の社会参加に一定の役割を果たした。
- ・2007年(平成19年)までに字幕付与が可能な全てのものに字幕を付けることが国のガイドラインで示され、ビデオライブラリー貸出件数は減少傾向に。

(2) 自主番組製作、貸出事業

- ・字幕放送の充実の中でビデオの貸出が減少の一途をたどりつつあり、自主制作の番組貸出が増加
- ・各施設でのビデオ制作が字幕(手話)付加番組の制作から自主制作番組へシフトしている
- ・これまで番組のもっぱらの受信者であった聴覚障害者が発信者として登場
- ・これまでライブラリーのメディアはビデオだったが、DVD、放送、インターネット等、他の形式に変わりつつある

(3) CS障害者放送等へ

- ・CS（通信衛星）を使った障害者放送「目で聴くテレビ」が1998年（平成10年）に開始され聴覚障害者情報提供施設が番組制作に協力中
- ・地方の地上波放送局に番組を提供する施設も

3. 公共図書館における障害者サービスと聴覚障害者情報提供施設

(1) 字幕・手話入りビデオの貸出

ビデオカセットがDVDに変わってきている

(2) コミュニケーション保障の確立

手話ができる人を受付業務に配置

(3) 視覚情報の提供

- ・生まれつきの聴覚障害により、言葉の獲得につまづき、読書に困難を感じる聴覚障害者がある
- ・漫画等の充実を求める声も多い
- ・遠くの施設へ行って利用するより、近くの公共図書館で利用できるような連携が必要

4 「NPOにできること ～ 公共図書館との連携を目指して ～」

小林 妙子 氏 (NPO法人 デイジー枚方 代表)

- ・図書館ではできないサービス(草の根的)
- ・訪問対面朗読、拡大写本等を行ってきた
- ・デイジーについてもっと詳しいことを知りたいということからNPO法人ができた

(1) 読書困難な方へのサポートについて

- ① ルーペや拡大読書機等のハード面の整備
- ② 製作面のサポート(ソフト面)
- ③ テープからデイジー図書製作へ

(2) 様々な形の制作をめざして

- ・拡大写本
手書きからパソコン入力によるハイテクの拡大写本を提供
→文字から文字(データの提供)
- ・マルチメディアデイジー
テキストを音声で聞くなど

(3) 公共図書館・他のNPOとの連携を

- ・NPOができること
講習会＝デイジー図書を作りたいというボランティアグループへ出かける
公共図書館の予算や担当者の異動など、はがゆい思いをしている。
朗読に対する古い意識がまだある。
やりたい人のニーズを吸い上げコーディネートする。
広い視野での講習会をめざし、小回りのきくグループの仕事
- ・ネットワークづくりを目指して
ボランティアさんの声をいかすシステム作り(しくみ)が必要

5 「出版社自身が手がけるUDブックの可能性」

成松 一郎 氏（（有）読書工房 代表）

1. 読書工房のミッション

出版の世界に、「ユニバーサルデザイン（UD）」の考え方を取り入れ、病気や障害・加齢等により読書をあきらめた人たちを読者に取り戻し、新たなマーケットを育てる。社会貢献的な意味合いではなく、ビジネスモデルとして提案。

2. 出版社に対する3つの提案

(1) さまざまな立場のユーザー（読者）によるモニタリングの実施

視覚障害だけでなく、肢体不自由、学習障害、知的障害、高齢者など幅広いユーザーの声を可能な範囲で取り入れる。

(2) 読者の選択肢の確保

- a. 自分にあった読書スタイルが選べる
- b. 自分の読みたい本が選べる
- c. 「借りて読む」「買って読む」が選べる

(3) 合理的な価格設定

ワンソース・マルチユースの実現により、価格差の縮小が可能となり、適正価格に近づく。

3. 事例紹介

(1) 読書ブラウザのバリアフリー化（ボイジャー社の T-time）

「ロービジョンモード」の標準搭載、スクリーンリーダーへの対応、クオリティの高い合成音声ソフトとの連携などに取り組んでいく予定。

※ T-time は、ドットブックやテキストデータを読むための読書ブラウザ。ドットブック形式の電子書籍は、角川書店、講談社、集英社、新潮社、筑摩書房、文藝春秋などが出版している。

(2) 原本出版社が大活字図書も出版（講談社ほか）

T-bridge を利用して、「ドットブック形式の電子書籍」と、「数種類の大活字図書」が、ほとんど同時にオンデマンド出版できる。

(3) 特別なニーズをもつ読者がアクセス可能なデータを正式に購入しやすいシステムの提案（NPO法人バリアフリー資料リソースセンター（BRC））

活字読み上げソフトやOCRによる読書では、正確さへの不安が常につきまってきた。出版社が直接データを提供する、あるいは第三者（BRCのサポート会員）が入力、校正したデータを提供することで、読者のニーズにあわせた「データ販売」につなげていく。

4. 読書サポートネットワークの必要性

技術開発や商品開発とともに、読者への情報提供やきめ細かいサポートをするための「人（サポーター）」と、“橋渡し”のための「場所やシステム」が必要。

出版社と図書館、あるいは出版社とNPO・ボランティアなどが日常的な連携を図っていくことで、「読書のユニバーサルデザイン（UD）」の実現と充実をめざす。

《参考》なごや会（公共図書館で働く視覚障害者職員の会）

40名あまりの会員（公共図書館20名）、点字図書館、研究者で構成。会費は年間5,000円。会報発行、支部研修、年1回総会を実施。国立国会図書館への要望書提出等を行っている。図書館用語辞典（デジ版）作成。

6 質疑

- ・返却を利用できないか。通勤・通学の折に返却できるように駅にブックポストを設置するなど。
- ・（山中さんへ）32施設の運営主体を聞きたい。
→（山中）社会福祉法人、社団法人などばらばらである。ほとんどが法人。
- ・（山中さんへ）付与可能なものとは何か。
→（山中）ニュース等技術的に容易なもの。相撲の番組に字幕が入っているが、これは言葉が中途半端で、わかりづらく余計にストレスを感じる。
- ・（小林さんへ）NPO法人になったメリットは。
→（小林）何もない、でしょうか。継続することの大変さ、わずらわしさがある。わずらわしいことに専念していく役割、技術を持った人は技術をと分担している。
- ・蔵書を増やす等、数(実績)を重視している。図書の製作にあき足らず、隠れた利用者を発掘するべく出前講座を始めた。ボランティアを集める方法や、技術指導についてお尋ねしたい。
→（小林）利用者との個人的付き合いの中で知っていた。小さい要求に応えることができればいいのではないか。施設職員ではない客観的な立場で行った。

7 まとめ（服部氏）

全視情協で話し合えたことは画期的なことであった。今後続けてこのテーマで話し合っていければと思う。ネットワークといえど耳障りはいいが、シンポジウムで終わるのではなく、具体的にモデルケースになって実証実験を行うことも必要かと思う。公共図書館に思うことは、視覚障害者サービスは行っていかなければいけないが、視覚だけに拘っていいのか。点字図書館の録音図書は魅力的。視覚障害者しか利用できない状況について考えてもいいのではないか。

●「あり方検討会」スタート ●

「情報新時代における視覚障害者への情報提供のあり方検討会」が設置され、数名の若手職員が委員に任命されました。外部の有識者として静岡県立大学短期大学部助教授の立花明彦氏にも加わっていただいています。本会常任理事の後藤健市氏（北海点字図書館副館長）を中心に、インターネット会議で意見交換しています。乞うご期待。

平成17年度 全視情協 臨時総会 報 告

日 時：平成17年10月12日(水) 10:00～12:00

会 場：ぱ・る・るプラザ京都

出席者：当日出席 46施設・団体、委任状提出 31 合計77施設・団体

議 長：石渡信孝（神奈川県ライトセンター 所長）

石原直行（石川県視覚障害者情報文化センター 所長）

議事録署名人：高橋秀夫（視覚障害者生活情報センターぎふ 館長）

加藤三保子（にじの会）

記 録：全視情協事務局

理事長あいさつの後、議長・議事録署名人を選出して議事に入った。

1 平成17年度事業中間報告

(1) 事務局関係

総会・理事会・常任理事会等について、配布資料に沿って説明。特に、常任理事会では主に「ないーぶネット」について重点的に審議してきたことを報告。

(2) 委員会報告

点訳委員会、サービス委員会、広報委員会から今年度の活動について中間報告。
(録音委員会は配布資料のみ)

(3) 前日(11日)開催の理事会での決定事項について報告

- ・サービス委員会のプロジェクトとして、「(視覚障害者情報提供施設の)あり方検討委員会」を発足させる。将来構想の具体化。期間は18年3月まで。
- ・加盟施設対象に全視情協発行書籍の割引販売を開始する(予定:18年1月～)。割引内容は、同一タイトル10冊以上の注文に対して10%引き、100冊以上20%引き、ともに送料負担なし。
- ・予算執行は予定通り行われている。補正予算は組まない。

2 大会宣言・大会決議について

特に質問もなく、大会宣言・大会決議(案)が承認された。

今回の決議については厚生労働大臣に直接要望する予定である。

3 「ないーぶネット」について

(1) 経過報告(報告:近藤副理事長)

これまでの経緯を共通認識にするため、配布資料に沿って経過報告。

結果として、(厚生労働省・総務省ともに)新システム構築のための予算はつかない。現システムの延命策を考える必要がある。

(2) 日本点字図書館からの提案について（報告：岩上義則・日本点字図書館館長）
続いて配布資料に沿って提案の説明。

- ・現「ないーぶネット」の改修版である（現状維持を図る）
- ・委託先をサン・データ社に変更する
- ・具体的なことは本年11月から検討し、2007年4月稼働予定とする
- ・全視情協と日点の連携はこれまでどおり
等を確認した。

審議の後、総会終了後に執行部からあらためて文書による報告を行うことを確認して採決をとった。結果、賛成多数で「ないーぶネット」改修案は承認された。

4 その他

- ・日盲社協の会費値上げに関して（報告）

日盲社協情報サービス部会長・岩上氏より、「日盲社協情報サービス部会のメンバーが多いこの場を借りて報告したい」との前置きで、日盲社協理事会から日盲社協の会費値上げについて打診されている旨の説明があった。

●「ないーぶネット協力金」のお願い ●

ないーぶネット個人会員の方には、今年度も「ないーぶネット協力金」のお願いをさせていただきました。1口5,000円です。ないーぶネット会員以外の方でも、ご協力いただける場合は振込用紙等をお送りさせていただきますので、ないーぶネット事務局までご一報ください。よろしくお願いいいたします。

郵便振替：00900-1-140253

加入者名：全視情協視覚障害者情報ネットワーク事務局

問合せ先：ないーぶネット事務局（担当：西井）

TEL/FAX 06-6784-3244

● 会員施設向けの書籍割引販売について ●

平成18年1月から、加盟施設を対象に、本会発行書籍の割引販売を始めました。ボランティアの方への斡旋、地域での講習会開催等にお役立てください。加盟施設・団体へは既に専用注文書を配布していますので、これをご利用ください。ご不明の点は全視情協事務局まで。

●「指で読む文字 — 初めての点字」DVD化 ●

本会が発行している「指で読む文字 — 初めての点字」は、ビデオ版として販売していましたが、在庫切れに伴い、DVD版として新たに販売しています。
定価 3,150円（ビデオ版と同内容・同価格）